

議案第40号

東郷町ラブホテル等建築規制条例の一部改正について

東郷町ラブホテル等建築規制条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年5月29日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、宅地造成等規制法の一部改正に伴い必要があるからである。

## 東郷町ラブホテル等建築規制条例の一部を改正する条例

東郷町ラブホテル等建築規制条例（平成16年東郷町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項」を「第12条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

宅地造成等規制法の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

宅地造成等規制法の名称等を改めること。（第3条関係）

### 3 施行期日

公布の日から施行すること。